

第 28 号議案

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約の一部変更の件

平成 31 年 5 月 1 日をもって篠山市が市の名称を変更することに伴い、兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により協議する。

よって、地方自治法第 290 条の規定により、議決を求める。

平成 31 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約の一部を改正する規約

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約（昭和 43 年兵庫県指令地第 1655 号）の一部を次のように改正する。

別表中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

附 則

この規約は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

第 28 号議案 要旨

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約の一部変更（要旨）

1 協議理由

平成 31 年 5 月 1 日をもって篠山市が市の名称を変更することに伴い、兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約の一部を変更する必要性が生じたため。

2 協議内容

兵庫県町議会議員公務災害補償組合を組織する地方公共団体のうち、「篠山市」が「丹波篠山市」に名称変更することに伴い、兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約の一部を変更すること。

3 施行期日 平成 31 年 5 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>別表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>猪名川町</p> <p>多可町</p> <p>稲美町</p> <p>播磨町</p> <p>市川町</p> <p>福崎町</p> <p>神河町</p> <p>太子町</p> <p>上郡町</p> <p>佐用町</p> <p>香美町</p> <p>新温泉町</p> <p><u>篠山市</u></p> <p>養父市</p> <p>丹波市</p> <p>南あわじ市</p> <p>朝来市</p> <p>淡路市</p> <p>宍粟市</p> <p>加東市</p> </div>	<p>別表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>猪名川町</p> <p>多可町</p> <p>稲美町</p> <p>播磨町</p> <p>市川町</p> <p>福崎町</p> <p>神河町</p> <p>太子町</p> <p>上郡町</p> <p>佐用町</p> <p>香美町</p> <p>新温泉町</p> <p><u>丹波篠山市</u></p> <p>養父市</p> <p>丹波市</p> <p>南あわじ市</p> <p>朝来市</p> <p>淡路市</p> <p>宍粟市</p> <p>加東市</p> </div>